

名古屋市立大学桜山キャンパス構内電話交換設備等保守点検委託仕様書

名古屋市立大学桜山キャンパスにおける構内電話交換設備等の保守点検委託については、本仕様書、及び委託者の指示に従い、誠実にこれを実施するものとする。

1 実施場所

名古屋市立大学桜山キャンパス

大学 本部棟、医学研究科・医学部研究棟、基礎教育棟、医学部 RI・脳神経科学研究所棟、実験動物研究教育センター棟、看護学部棟、総合情報センター川澄分館、厚生会館、西棟
医学部附属病院 病棟・中央診療棟、外来診療棟、東棟、救急災害医療センター

2 委託期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日

3 委託内容

- (1) 保守委託をする電話交換設備(別記1、別記3のとおり)
- (2) 保守点検基準(別記2、別記3のとおり)
- (3) 保守委託業務条件(別記4のとおり)

4 その他

- (1) 本委託業務に必要な消耗品のうち、次に記載するものは、受託者の負担とする。
①ヒューズ、ランプ類 ②電話機受話器コード ③ラインコード
④RJ-11コネクタ ⑤電話機ボタン電池
- (2) 別記2に定める各種警報装置機能試験実施日に、本学電話交換機室内に常駐し、本仕様書で定められた業務を遂行すること。
日時は、原則として火曜日及び金曜日の13:00～17:00とする。ただし、作業が必要な場合及び緊急の対応が必要な場合は、委託者の指示に従い、前述時間外も作業を実施すること。
前段で定めた常駐日が祝日等の場合は、その前後の平日を代替日として業務を遂行すること。代替日については、事前に委託者と協議すること。
- (3) 受託者は、点検、及び保守作業後は、速やかに報告書を提出すること。
- (4) 本委託業務実施にあたって、本学施設の建物、備品等を汚染または破損させた場合、あるいは職員、患者等を負傷等させた場合には、速やかに委託者に報告するとともに、受託者の責任においてこれに適切に対処すること。
また、契約締結後、早期に賠償責任保険への加入を証明する書類を委託者に提出すること。
- (5) 委託者から故障修理等で緊急の要請があった場合は、24時間365日直ちに技術者を派遣するとともに、軽微な故障修理等については受託者の負担にて実施すること。
- (6) 日本電気㈱の技術支援及び保守支援について直接依頼を行うこと。

なお、技術支援及び保守支援とは以下のものをいう。

- ・各種パッケージ、電源部分、CPU の貸出
 - ・質問事項の問い合わせ
 - ・メーカー技術者の派遣
 - ・各種データ及び故障の解析
 - ・日本電気株による保守対象機器の環境作成及び故障状況の再現・対策作業等実施
- (7) 技術者の変更は、原則として年度内において行わず、やむを得ず変更する場合は変更届を提出し、承諾を得た上で行うこととする。交代の最終的な判断は、十分な引継ぎ期間を設けた上で、業務の円滑な実施が可能と判断できる検証結果が出た段階で行うこと。
- (8) 業務に従事する者は、受託者所定の名札、制服を着用すること。
- (9) 名古屋市立大学桜山地区敷地内(建物内、車中含む)及び敷地に接する周辺道路での喫煙は禁止する。
- (10) 委託料の支払いについては、1年分の契約金額を12月で分割したものを、該当月の業務終了後、翌月受託者が委託者に請求するものとする。
支払いは、月毎の作業報告書及び委託完了報告書の提出確認を行った後とする。
- (11) 契約期間内に、設備更新等により、保守対象設備が変更になった時には、委託料の見直しについて委託者と十分に協議を行うこと。
- (12) 本仕様書に記載されない事項、また疑義が生じた際は、委託者と充分協議の上、その指示に従うこと。
- (13) この契約による事務の処理の委託を受けた者は、この契約による事務を処理するに当たり、障害のある方に対して、別添「障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。

(別記1)

- 1 SV9500CT—160電子交換機(病院 電話用) 一 式
 (DC48V電源盤を含む)

収容回線

回線種別		回線数		備考
		現用	実装	
外 線	デジタル局線	1	1	INS1500
	アナログ局線	36	48	IVR・中継台
	アナログ専用線(LD)	10	16	専用線
	デジタル専用線(CCIS)	32	32	ナースコール・大学連動専用
内 線	多重化配線装置内線数 (アナログ回線数)	913	1448	UG50
	(デジタル回線数)	80	152	
	アナログ内線	95	560	
	デジタル内線	37	112	
	中継台I/F回線	4	4	
	デジタルコートレス電話機用アンテナ	407	416	

- 2 SV9500CT—140電子交換機(大学用) 一 式
 (DC48V電源盤を含む)

収容回線

回線種別		回線数		備考
		現用	実装	
外 線	デジタル局線	1	1	INS1500
	アナログ局線	0	12	
	アナログ専用線(LD)	-	-	専用線
	デジタル専用線(CCIS)	32	32	ナースコール・大学連動専用
内 線	多重化配線装置内線数 (アナログ回線数)	-	-	
	(デジタル回線数)	-	-	
	アナログ内線	548	624	
	デジタル内線	4	48	
	中継台I/F回線	-	-	
	デジタルコートレス電話機用アンテナ	-	-	

※令和8年6月より、保守対象とする

- 3 電源装置(電灯分電盤を含む) 一 式
 ・整流器 : DC48V 75A、入力電圧(60sq 3W AC200V)(病院 電話用)
 : DC48V50A SPWR-D (大学用)
 ・蓄電池 : DC48V SNSX型 200AH(病院 電話用)
 : NP65-12 65AH x3 (大学用)
- 4 主配線盤(MDF) 一 式
- 5 局線PC中継台 4 席
- 6 保守コンソール 一 式
- 7 通話料金管理装置 一 式
- 8 非常通報装置(無停電電源装置を含む) 一 式
- 9 BS51 PHSアンテナ 407 個
- 10 電話機(病棟・中央診療棟、外来診療棟、東棟、西棟、救急災害医療センター)
 アナログ電話機 1400 台
 デジタル多機能電話機 120 台
 PHS電話機 1900 台
- 11 電話機(大学キャンパス)
 ボタン電話主装置 35セット
 デジタルボタン電話機 660 台
 アナログ電話機 550 台
- 12 UG50 回線多重化装置 78 台

SV9500—160、SV9500-CT 保守点検基準

1 点 検

- (1) 各種警報装置機能試験 週 2 回
- (2) 局線回路(付属設備一切)機能試験 週 1 回
- (3) 各種バンク動作試験 週 1 回
- (4) 電源動力設備動作性能試験 週 1 回
- (5) 内線回路動作性能試験 年 2 回
- (6) 機内配線全般の点検整備補修(軽微な配線の移転を含む) 年 2 回

2 調 整

- (1) 点検によって発見された不良個所については、その都度調整を行い、常に良好な状態で使用できるようにすること。

3 清 掃

電話交換機室内は、常に清潔を保ち、機器に障害をきたさないようにするとともに下記のとおり清掃を実施すること。

- (1) 交換機全般及び室内の清掃 年 2 回
- (2) 電源動力設備全般の清掃 月 1 回

4 その他

- (1) 交換機設備台帳及び線番表の作成管理をする。
- (2) 保守点検日に実施する保守点検以外のデータ設定・変更等は本契約内の業務とする。

(1) SV9500CT-140(ナースコール連動用)(中央診療棟) 保守機器一覧

1	UNIVERGE SV9500CT-140 コミュニケーションサーバ本体	1	式
	(600クライアント)		
2	電源装置(電灯分電盤を含む)	1	式
	・無停電電源装置 :UU-EX2400NA		
	・増設バッテリーモジュール :UU-EX72EBM		
3	MG-SIP(ナースコール接続用ゲートウェイ)	20	台
4	SV9500CT-140用保守コンソールPC	1	台

(2) SV9500CT-140(ナースコール連動用)(救急災害医療センター)

※令和8年6月より、保守対象とする

1	UNIVERGE SV9500-CT コミュニケーションサーバ本体	1	式
	(500クライアント)		
2	電源装置(電灯分電盤を含む)	1	式
	・無停電電源装置 :UU-EX2400NA		
	・増設バッテリーモジュール :UU-EX72EBM		
3	MG-SIP(ナースコール接続用ゲートウェイ)	10	台
4	SV9500CT-140用保守コンソールPC	1	台

(3)点検内容

1	SV9500CT-140(中央診療棟)、SV9500CT-140(救急災害医療センター)各種警報機能試験	月1回
2	SV9500CT-140(中央診療棟)、SV9500CT-140(救急災害医療センター)	月1回
3	ゲートウェイ・スイッチ目視(稼働ランプ)確認点検	月1回
4	電源装置動作性能試験	月1回
5	SV9500CT-140(中央診療棟)、SV9500CT-140(救急災害医療センター)及びゲートウェイ・スイッチに関連するLANケーブルの点検整備	年2回
6	SV9500CT-140(中央診療棟)、SV9500CT-140(救急災害医療センター)本体全般の清掃	年2回

(4)障害受付・対応

障害(不具合)発生時は、24時間365日受付・対応し、本学の運営に支障ないように、直ちに、対応可能な技術者を派遣すること。

(5)本保守点検委託契約対象外項目

移設増設工事対応、各種キャリア(回線業者)側修理変更費
 携帯電話回線障害に関する費用、停電時の障害対応
 電話機・携帯端末(スマートフォン・タブレット・モバイル機器等)修理費
 ナースコール側関連機器、医事課情報システム係管轄機器、電池等消耗品

保守委託業務条件

1 保守業務従事者資格について

保守業務従事者は、設置されている交換機等(動力電源2次側供給を含む)を保守するため、総合通信(AI・DD総合種)、第1級アナログ通信と第1級デジタル通信又はアナログ第1種とデジタル第1種の工事担任者資格を有し、現行規模の交換機に熟知した者を配置すること。あわせて第2種電気工事士以上の資格を有する者とする。

2 製造メーカー支援体制の確立について

保守委託契約会社は、対象機器に必要な保守点検・修理の技術を有すると共に、本学の電話交換設備を良好に保つため、対象機器の修理部品供給に努めること。

3 実績と故障体制の確立について

- (1) 保守委託契約会社は、日本電気株式会社製の電話交換機(アナログ内線数1000回線以上)の保守管理業務を過去5年間に履行した実績を有すること。
- (2) 保守委託契約会社は、名古屋市内にサービス又はメンテナンスのための営業所等を有し、年間を通じて24時間体制で障害発生時の技術者派遣が可能であること。

4 その他

- (1) 名古屋市情報あんしん条例第12条及び同条例施行細則第32条の3に基づき、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、業務従事者に対し、その内容及び次の事項を周知しなければならない。
 - ア 守秘義務に関する事項
 - イ 情報の目的外使用の禁止又は制限に関する事項
- (2) 業務遂行上知り得た秘密は別紙1「情報の保護及び管理のための特記仕様書(業務委託用)」に従い、他に漏らさないこと。業務を解かれた後も同様とする。

情報取扱注意項目**(基本事項)**

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。

3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することによむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起らないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

名古屋市立大学桜山キャンパス構内電話設備等保守点検委託

情報の取扱いに関するマニュアル

(情報取扱注意項目 第11の4関係)

1 関係法令等の遵守

受託業務を行うに当たっては、本マニュアル及び名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第56号)その他関係法令を遵守する。

特定個人情報を取り扱う受託業務を行う場合は、さらに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)その他関係法令等を遵守する。

2 人的情報保護対策

(1) 情報の管理体制に関する事項

ア 受託業務に関する本学の保有する情報(以下「情報」という。)を総合的に管理し、情報が漏えい、滅失又は改ざん等されることのないように当該業務に従事する者(従事者)を監督・指導する者(情報保護管理者)を明示する。

イ 受託業務に関する情報の取扱いを担当する部署又は従事者を明示する。

(2) 従事者の責務に関する事項

ア 従事者は、本マニュアルを遵守し、受託業務で取り扱う情報の管理に関して責務を負う。

イ 従事者は、情報保護管理者の承認を得た場合を除き、受託業務上知り得た情報の内容を第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。その業務に係る職を退いた後又は退職後においても、同様とする。

(3) 緊急時の対応に関する事項

情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに情報保護管理者へ報告し、指示を受ける。

3 物理的情報保護対策

(1) 情報の保管に関する事項

ア 受託業務に関する情報を保管する場所(保管場所)を指定する。

イ 情報は、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で保管する。

ウ 保管室へ入室又は保管室から退室する際の手続きを定める。

エ 情報が格納された記録媒体、紙資料、ノートパソコン等は施錠管理する。

オ 保管場所が無人になる場合は必ず部屋を施錠する。

カ 施錠する鍵の管理責任者を明示する。

(2) 情報の取扱いに関する事項

ア 受託業務に関する情報を取り扱う場所(作業場所)を指定する。

イ 情報保護管理者が許可した場合を除き、情報を複製し、又は複製を作成しない。

ウ 情報が記録された紙資料、外部記録媒体等の使用を終えたときは、その都度保管場所に戻す事を励行し、机上等への放置を禁止する。

エ 従事者は、メールを市民等の複数のアドレス宛てに一括送信する際は、BCC等を利用して他のアドレスが分からないようする。

オ 従事者は、機密情報を送付、送信等する場合は、送付等する情報及び宛先が誤っていないかなどを住所、氏名等の複数の項目により、複数回又は複数人で確認する。

(3) 外部記録媒体の利用に関する事項

ア 外部記録媒体の利用は必要最小限とし、情報保護管理者の許可を得る。

イ 利用する外部記録媒体は、受託業務専用とする。

ウ やむなく機密情報を外部記録媒体に保存するときは、暗号化、パスワードロック等のセキュリティ機能付きのものを利用し、情報保護管理者が指示する設定を施さなければならない。

エ 外部記録媒体に保存しておく必要がなくなった電子データは、情報保護管理者の許可を得て、速やかに消去する。

(4) 個人所有物の持込みにに関する事項

保管場所及び作業場所へ、個人所有のパソコンや記録媒体、カメラ付携帯電話等を持ち込むことを禁止する。

(5) 情報の授受に関する事項

ア 情報の「公立大学法人名古屋市立大学との授受」は、情報保護管理者又は情報保護管理者の指名する者のみが行う等、その手順を定める。

(6) 情報の持出し等に関する事項

ア 情報保護管理者が許可した場合を除き、保管場所又は作業場所から情報を送信等し、又は持ち出さない。

イ 情報の持出し等を情報保護管理者が許可する際の手続きを定める。

ウ 持ち出す際は必要な情報のみとし、施錠できるカバンやケース等に収納する。

エ 電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施す。

オ 情報を、保管場所から離れた作業場所に持ち出した場合は、使用を終え次第、寄り道をせず速やかに

保管場所に戻す（作業場所で、情報保護管理者の許可を得て、速やかに復元不可能な方法で消去を行った場合を除く）。

(7) 情報の廃棄に関する事項

ア 情報保護管理者の許可なく情報が記録された資料や記録媒体を廃棄又は消去しない。

イ 記録媒体ごとに、溶解、裁断、専用のソフトウェアによるデータ消去等電子データの復元不可能な廃棄方法を定める。

4 技術的情報保護対策

(1) 電子情報へのアクセス制御に関する事項

ア 電子情報の利用を許可した従事者ごとに ID とパスワード等の認証符号を割り当て、その ID と認証符号による識別と認証を確実に行う。

イ 認証符号にパスワードを用いる場合は、十分な複雑性（英大文字・英小文字・数字・記号のうち3種類以上を組み合わせ、10桁以上を推奨）を確保する。

ウ パスワードは、他人に教えたり、他人に見られたりする所に置かないようにする等、その機密性を保持する。

エ パスワードの流出時やその予兆があった場合は、速やかに変更することとする。

オ 認証符号に IC カード等を用いる場合は、当該 IC カード等を適切に保管しなければならない。また、紛失した場合は、速やかに情報保護管理者に通報しなければならない。

カ 離席中、他人にパソコン等の画面を覗かれたり、操作されたりすることのないように、離席時に、解除に認証が必要なロック画面に切り替えるなど、必要な対策をとらなければならない。

キ 電子情報の利用を許可した従事者が、電子情報を利用する必要がなくなった場合は、速やかに ID の無効化等、不正な利用ができないようにする。

(2) 電子計算機の運用管理に関する事項

ア コンピューターウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行う。

イ 定期的なコンピューターウイルス検査を行う。

ウ 情報保護管理者の許可なく機器の増設やソフトウェアの導入を行わない。

エ 情報流出を引き起こすおそれのあるソフトウェアのインストールを禁止する。

オ 業務に不要な web サイトへのアクセスやメールの送受信を制限する。

カ 業務に利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したものを利用してはならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第 1 条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成 27 年愛知県条例第 56 号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第 2 条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

グリーン配送に関する特記仕様書

(基本事項)

第1 この契約の相手方（以下「契約業者」という。）は、本契約にかかる公立大学法人名古屋市立大学（以下「本学」という。）への物品の納入に、自動車（二輪自動車を除く。）を使用する場合、グリーン配送を実施するよう努めなければならない。なお、物品の納入業務を他人に委託する場合は、契約業者から委託を受けて物品の納入を行う事業者（以下「納入業者」という。）に、グリーン配送を実施させるよう努めなければならない。

注 「グリーン配送」とは、本学が締結する物品の買入れ契約（印刷の発注を含む。）及び物品の借入れ契約において、自動車（二輪自動車を除く。）を使用して物品の納入を行おうとする事業者（契約の相手方（以下「契約業者」という。）で自ら物品の納入を行う者又は契約業者から委託を受けて物品の納入を行う者（以下「納入業者」という。））が、物品の納入先（愛知県内に所在する市の機関に限る。）へ適合車両を使用し、かつエコドライブ（環境に配慮した自動車の運転のことをいう）を実施して物品の納入を行うことをいう。

(グリーン配送に使用する車両)

第2 グリーン配送に使用する車両は、車種規制非適合車を除く次の自動車とする。

- | | |
|-----------------------------------------------|---------------------|
| (1) 電気自動車 | (2) 天然ガス自動車 |
| (3) メタノール自動車 | (4) ハイブリッド自動車 |
| (5) 低排出ガス車かつ低燃費車 | (6) 燃料電池自動車 |
| (7) 車両総重量 3.5 t 超のガソリン車・LPガス車・新長期規制適合以降ディーゼル車 | |
| (8) クリーンディーゼル自動車 | (9) プラグイン・ハイブリッド自動車 |
| (10) 低排出ガス車 | (11) 低燃費車 |
| (12) 超低PM排出ディーゼル車 | (13) LPガス貨物自動車 |
| (14) 車両総重量 3.5 t 超の新短期規制適合ディーゼル車 | |
| (15) その他、環境局長が認めるもの | |

注 「車種規制非適合車」とは「自動車NOx・PM法」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。